

玉川学園同窓会奨学金規程

(平成12年4月1日制定)

(目的と名称・形式)

- 第1条 玉川学園同窓会(以下「本会」という)は玉川大学の学生の勉学奨励及び生活向上に資することを目的として本奨学金を制定する。
- 2 本奨学金を玉川学園同窓会奨学金(以下「奨学金」という。)と称する。
 - 3 奨学金は原則として返済することを必要としない給付形式とする。

(対象)

- 第2条 玉川大学に在籍する学生を給付対象とする。

(財源)

- 第3条 奨学金の財源は、本会の拠出金及びその他の寄付金をもってこれにあてる。

(給付額)

- 第4条 奨学金給付額は一人当たり年額30万円とする。

(奨学生の選定)

- 第5条 奨学生は申請があった学生のうちから、学業・人物ともに優れ、就学継続の意志が強固で、教育上経済的な援助が必要であると認められる者を選出し、玉川大学学生センターの推薦に基づき、理事会の議を経て、会長がこれを決定する。

(奨学生の有効期間)

- 第6条 奨学生の効力は当該学年限りとする。

(給付停止又は取消し)

- 第7条 奨学生が休学若しくは退学し、又は奨学生として不相当と認められたときは、奨学金の給付を停止し、又は取り消すことがある。

(取消しに伴う返還)

- 第8条 奨学生が前条の規定により決定を取り消された場合は、本会はその奨学金の一部又は全額を返還させることができる。

(基金への寄付)

- 第9条 奨学生は、卒業後の返済の義務はないが、やがてそれぞれの分野で活躍できるようになった際には、後輩のための奨学基金として相応の金額を寄付することが望ましい。

(施行細則)

- 第10条 この規程の施行に必要な事項は、別に細則をもってこれを定める。

(事務主管)

- 第11条 この規程にかかわる事務主管は、本会事務局とする。

(付則省略)

■玉川学園同窓会奨学金規程施行細則

(平成12年4月1日制定)

(趣旨)

- 第1条 この細則は、玉川学園同窓会奨学金規程(以下「規程」という。)に基づき、その施行に必要な事項を定める。

(奨学生の名称及び定数)

- 第2条 玉川学園同窓会奨学金(以下「奨学金」という。)の給付を受ける学生を、玉川学園同窓会奨学生(以下「奨学生」という。)と称する。
- 2 奨学生の定数は年度内10名とする。

(奨学生の範囲)

- 第3条 奨学生は、玉川大学の在籍者とし、大学院生と専攻科生は含めない。
- 2 この細則による奨学生は、他の奨学金制度による奨学生であってもこれを選定することを制限しない。

(奨学生の選定)

- 第4条 奨学生の選定は、次の各号による。
- (1) 学生は学生センターに申請希望の旨を申し出て、所定の申請書とすべての必要書類を揃え、指定期日までに学生センターに提出する。
 - (2) 学生センター長は、前号による申請につき学生委員会の議を経た後、大学部長会の議を経て、奨学生候補者を選定し、これを同窓会長に推薦する。

(選定の時期)

- 第5条 奨学生候補者の選定は、当該年度の12月までとする。

(通知)

- 第6条 奨学生が決定したときは、同窓会長は本人に通知する。

(奨学金の交付)

- 第7条 奨学金は、銀行口座等に振り込むものとする。

(修学状況報告書の提出)

- 第8条 学部長は、奨学生の修学状況及び成績について報告書を作成し、当該年度の終わりに学生センター長を経由して同窓会長に提出するものとする。

(その他の事項)

- 第9条 この細則にない事項については、学生センター長との協議を経て同窓会長がこれを決定する。

(付則省略)